

第59号

令和2年3月1日

# みちびき

【関市少年センターだより】

発行

関市協働推進部  
生涯学習課  
関市少年センター  
電話 (0575)  
23-7777

## ネット社会の犠牲にならないために

関市少年補導員連絡協議会 会長 三島 篤

令和元年度より関市少年補導員連絡協議会長及び関市少年センター運営委員長を拝命いたしました。これまで多年にわたってご尽力いただいた小鞠満雄様の後任という事で、及ばないものの一生懸命務めさせていただきたいと存じますので、変わらぬご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、警察からの情報によりますと、ここ数年は関市においてのみならず、県内でも青少年による犯罪・非行件数は減少しており、低い水準を維持していましたが、今年度上半期の段階では、深夜徘徊や喫煙などによる補導総件数は、昨年度比でほぼ倍増となっているようです。表面上では補導活動で巡回していても、のどかな情景しか感じられませんが、見えないところでは楽観できない状況となっているようです。

昨年夏の補導員研修会の講演で、様々なSNS等の状況を説明していただきましたが、講師で情報モラル研究所の上水流信秀先生は、子ども達がスマートフォンを手にしたら、すぐにその怖さを知らないまま、SNS等を生活の一部としていくことに警鐘を鳴らしてみえました。与える親の想像をはるかに超えて習熟していくようです。30年近くインターネットと付き合っていたつもりでも私にとっても想像もつかない世界がありました。

今の子どもたちは、たむろしたりすることなく SNS 等でつながって行動しているようです。スマホやタブレットを買い与えるときだけでなく、常によく話し合っ、どのように使用しているのかを把握し、話し合える状況を維持することが必要であることを痛感しました。

我々の補導活動では、街中で目に映る事しか理解し得ません。保護者の皆様は、スマホやタブレット等を与える際には、また、与えた後もしっかりと使用状況を把握していただき、わが子がネット社会の犠牲者とならないよう見守っていただきたいと願います。

## 冬休みの中央補導を終えて

今年度も少年補導員連絡協議会の皆さんにご協力をいただき、冬休み期間中の夜間中央補導を4日間、市内のゲームセンターやカラオケ・公園周辺のパトロールなどを中心に行ないました。

街頭で少年の姿を見かけることはほとんどなく、大型ショッピングセンター内のゲームコーナーでも青少年の姿は少なく、特にトラブルや問題行動はありませんでした。



期間中は、少年補導員連絡協議会委員及び地域の補導員の皆様には、夜間寒い中を中央補導へのご参加と、各地域での自主的な地域補導をきめ細かに実施していただき、誠に有難うございました。



知ってる？ 守ってる？

## 自転車利用の交通ルールとマナー

自転車は幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる便利な乗り物です。しかし、ルールを無視した危険な運転などによる交通事故も発生しており、自転車のルール違反、マナーの悪さが社会的に大きな問題となっています。

私たちが青パトで巡回していても、二人乗りや、携帯電話を使用しながらの運転、イヤホンで音楽を聞きながら乗っている姿などを見かけます。

自転車は身近な乗り物である一方、事故の危険性もある乗り物です。「まさか自分が怪我をさせることはないだろう。」という油断が一番危険です。自動車の事故に比べて件数が少ない自転車と歩行者との事故ですが、一度起こってしまうと大きな怪我を相手に負わせ、後遺症が残ったり、場合によっては死亡させてしまうケースもあります。他県では、裁判で自転車事故に対して高額な賠償金を支払う判決が出た例もあります。

自転車を楽しい乗り物にするか、怖い乗り物にするか、毎日の心がけひとつで変わってくるのではないのでしょうか。互いに声を掛け合って、自転車の事故に充分注意しましょう。



### 巡回中に見かける自転車の違反行為

ダメ！

- ① **二人乗り運転**（2万円以下の罰金又は料料） 自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。
- ② **携帯電話使用運転**（5万円以下の罰金） スマートフォン・携帯電話を操作しながらの運転は、片手運転でふらつきやすいというえ、周囲を見ていないため、事故に遭ったり、歩行者にぶつかってけがをさせたりするおそれがあります。
- ③ **イヤホン等使用運転**（5万円以下の罰金） イヤホン等で音楽を聴きながらの運転は、音楽に気をとられて注意散漫になったり、後ろから近づいてくる自動車の音が聞こえなかったりして、事故に遭う危険性が高まります。
- ④ **夜間の無灯火運転**（5万円以下の罰金） 夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。ライトをつけていない自転車は、相手側から発見されにくく危険ですので、必ずライトを点灯させましょう。
- ⑤ **並進通行**（2万円以下の罰金又は料料） 「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りになることになり危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。